



区分	体験	研修	就農
期間	3ヶ月～12ヶ月		
県外からのUターン者	本人	<b>■就農予定時45歳未満</b> ①年間150万円×2年以内 ※1 概ね1年以上の研修 ※2 5年以内に認定新規就農者か認定農業者になる必要有 ※3 給付期間の1.5倍(最低2年)以上の就農継続 上記2, 3の両方を満たさないと全額返還 →農業次世代人材投資事業(準備型)(国) ②30,000円/月×12月以内 ※1 認定新規就農者(注2)として確実に認定が見込まれる者 →益田市農林水産業就業支援助成金(市) <b>支給額=①+②</b> <b>■就農予定時45歳以上</b> ◆県外からのUターン者 ①120,000円/月×12月以内 ※1 認定新規就農者として確実に認定が見込まれる者 →就農給付金(Uターン準備型)(県基金) ②30,000円/月×12月以内 ※1 認定新規就農者として確実に認定が見込まれる者 →益田市農林水産業就業支援助成金(市) <b>支給額=①+②</b> ◆県外からのUターン者以外の者 ①100,000円/月×12月以内 ※1 認定新規就農者として確実に認定が見込まれる者 →益田市農林水産業就業支援助成金(市)	<b>■就農予定時45歳未満</b> ①年間150万円×最長5年間 ※1 認定新規就農者 ※2 人・農地プランに位置づけられた新規就農者への給付 ※3 交付終了後、交付期間と同期間の営農継続が必要 →農業次世代人材投資事業(経営開始型)(国) <b>■就農予定時45歳以上65歳未満</b> ①年間75万円×最長2年間 ※1 認定新規就農者 →就農給付金(県) <b>■ハード整備 補助率5/12以内(県1/3以内 市1/12以内)</b> →新農林水産振興がらる地域応援総合事業 補助率3/10以内(国) →経営体育成支援事業
	受入先		
県内からのUターン者	本人	<b>■市内に生活基盤がなく借家等に居住する者</b> ①120,000円/月×12月以内 →産業体験事業(ふるさと島根定住財団) ②30,000円/月×12月以内 →益田市農林水産業就業支援助成金(市) <b>支給額(①+②)=150,000円/月×12月以内</b> <b>■市内に生活基盤を有する方</b> ①60,000円/月×12月以内 →産業体験事業(ふるさと島根定住財団) ②30,000円/月×12月以内 →益田市農林水産業就業支援助成金(市) <b>支給額=90,000円/月×12月以内</b>	<b>■県外からのUターン者</b> ①120,000円/月×12月以内 ※1 半農半X実践者 ※2 6ヶ月以上の必要な農業技術研修を受けること →半農半X実践者支援事業(県) <b>■定住定着助成(県1/2、市1/2)</b> ①120,000円/月×12月以内 ※1 半農半X実践者 ※2 農産物販売金額が年間50万円以上 ※3 営農開始後5年間以上営農しなければ補助金返還。 →半農半X実践者支援事業(県) <b>■ハード整備 補助率1/3以内</b> ※1 半農半X実践者 →半農半X開始支援事業(県)
	受入先		
市内在住者	本人	<b>■青年就農給付金(準備型)、就農給付金(Uターン準備型)</b> 半農半X実践者支援事業における研修受入 ①30,000円/月×24月以内 →研修受入農家助成事業(県) ②20,000円/月×12月以内 →益田市農林水産業就業支援助成金(市)	<b>■上記以外の研修受入</b> ①50,000円/月×12月以内 →益田市農林水産業就業支援助成金(市)
	受入先		

注1: 効率的かつ安定的な農業経営の目標とその実現方法を具体的に記した計画で、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に基づくもの。

注2: 青年等就農計画について市長の認定を受けたもの。